

京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年6月27日

京丹後市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年京丹後市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公募の明示事項)

第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 選定の基準
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 指定管理者に指定しようとする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定申請書)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

(添付書類)

第4条 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長等が条例第4条第1項の規定による選定に必要がないと認めるものは、添付を省略することができる。

- (1) 公の施設の管理に関する業務の収支計算書
- (2) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人等の活動実績及び経営状況を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(事業報告書の提出時期等)

第5条 条例第6条の規定による事業報告書の提出の期限は、毎会計年度終了後3月(条例第7条第1項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日

後2月)とする。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 前項の事業報告書に記載すべき事項は、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 管理業務の実施状況及び公の施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（市長等）

様

所在地

申請者 法人等の名称

代表者氏名

印

京丹後市公の施設の指定管理者指定申請書

京丹後市公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者の指定を受けたい公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 添付書類

- (1) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (2) 公の施設の管理に関する業務の収支計算書
- (3) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人等の活動実績及び経営状況を記載した書類
- (6) その他市長等が必要と認める書類